○厚生労働省告示第百二十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十八号）第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成十八年厚生労働省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日　厚生労働大臣　細川　律夫

題名中「及び」の下に「同条」を加える。

第二条の表に次のように加える。

特定非営利活動法人なよろ地方職親会	北海道名寄市大通南二丁目2番地地域活動支援センター陽だまり内	平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	第1号職場適応援助者養成研修

第三条の表に次のように加える。

特定非営利活動法人なよろ地方職親会	北海道名寄市大通南二丁目2番地地域活動支援センター陽だまり内	平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	第2号職場適応援助者養成研修

○厚生労働省告示第百三十号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十三年四月一日付けで次の法人を同項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十三年四月一日　厚生労働大臣　細川　律夫

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
社会福祉法人進和学園	神奈川県平塚市万田四七五番地	出縄　雅之	神奈川県平塚市上吉沢一五二〇―一
			神奈川県平塚市土屋二九六七
			神奈川県平塚市高根二七七

○厚生労働省告示第百三十一号

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第四十八号）の施行に伴い、雇用保険法施行規則第百二十五条第三項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める職業能力検定を定める件（平成十三年厚生労働省告示第三百十九号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十三年四月一日　厚生労働大臣　細川　律夫

厚生労働省
○経済産業省告示第七号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

通し番号		官報整理番号
1	二硫化炭素	(1)―172
2	ヒドラジン	(1)―374
3	*n*―ヘキサン	(2)―6
4	1，3―ブタジエン	(2)―17
5	イソプレン	(2)―20
6	クロロメタン（別名塩化メチル）	(2)―35
7	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	(2)―36
8	クロロホルム	(2)―37
9	ブロモメタン（別名臭化メチル）	(2)―39
10	クロロエタン	(2)―53
11	1，2―ジクロロエタン	(2)―54
12	1，2―ジクロロプロパン	(2)―81
13	クロロエチレン（別名塩化ビニル）	(2)―102
14	1，3―ジクロロプロペン（別名D―D）	(2)―125
15	メチルアミン	(2)―129
16	ジメチルアミン	(2)―134
17	テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド	(2)―186
18	ニトロメタン	(2)―191
19	エチレンオキシド	(2)―218
20	1，2―エポキシプロパン（別名酸化プロピレン）	(2)―219
21	1，2―エポキシブタン	(2)―229
22	エピクロロヒドリン	(2)―275
23	エチレングリコールモノメチルエーテル	(2)―405
24	2―（1―メチルエトキシ）エタノール	(2)―410
25	ホルムアルデヒド	(2)―482
26	アセトアルデヒド	(2)―485
27	*N*，*N*―ジメチルホルムアミド	(2)―680
28	酢酸ビニル	(2)―728
29	メチル＝ドデカノアート	(2)―798
30	*N*，*N*―ビス（2―ヒドロキシエチル）オレアミド	(2)―814
31	アクリル酸メチル	(2)―827
32	アクリル酸エチル	(2)―2503
33	アクリル酸*n*―ブチル	(2)―987
34	アクリルアミド	(2)―988
35	メタクリル酸	(2)―989
36	エチレンジアミン四酢酸	(2)―1014
37	ニトリロ三酢酸	(2)―1025
38	アセトニトリル	(2)―1263
39	アクリロニトリル	(2)―1276
40	チオ尿素	(2)―1508
41	テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）	(2)―1513
42	ビス（*N*，*N*―ジメチルジチオカルバミン酸）*N*，*N*′―エチレンビス（チオカルバモイルチオ亜鉛）（別名ポリカーバメート）	(2)―1733 (2)―1820 (2)―1848